

# 上山市議会会議録

第483回定例会

予算特別委員会

(平成30年3月7日)

上山市議会第483回定例会  
〔平成30年3月予算特別委員会会議録〕  
(第 3 日)

平成30年3月7日(水曜日)

本日の会議に付した事件

- 議第6号 平成30年度上山市一般会計予算  
議第7号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算  
議第8号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算  
議第9号 平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算

出 欠 席 委 員 氏 名

出席委員(15人)

守 岡 等 委員	井 上 学 委員
中 川 とみ子 委員	高 橋 恒 男 委員
谷 江 正 照 委員	佐 藤 光 義 委員
枝 松 直 樹 委員	浦 山 文 一 委員
坂 本 幸 一 委員	大 沢 芳 朋 委員
川 崎 朋 巳 委員	棚 井 裕 一 委員
尾 形 みち子 委員	長 澤 長右衛門 委員
高 橋 義 明 委員	

欠席委員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長兵衛 市 長	塚 田 哲 也 副 市 長
鈴 木 英 夫 庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 直 美 市 政 戦 略 課 長
金 沢 直 之 財 政 課 長	舟 越 信 弘 税 務 課 長
土 屋 光 博 市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸 健 康 推 進 課 長

武 田 浩	福祉事務所長	富 士 英 樹	商 工 課 長
平 吹 義 浩	観 光 課 長	前 田 豊 孝	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
藤 田 大 輔	農 業 夢 づ くり 課 長	近 埜 伸 二	建 設 課 長
秋 葉 和 浩	上 下 水 道 課 長	齋 藤 智 子	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長 教 育 長
太 田 宏	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	加 藤 洋 一	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	鏡 裕 一	教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 和 啓	監 査 委 員	渡 辺 る み	監 査 委 員 長 事 務 局 長

---

**事 務 局 職 員 出 席 者**

佐 藤 毅	事 務 局 長	遠 藤 友 敬	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	後 藤 彩 夏	主 事

**午前 10 時 00 分 開 議**

---

**開 議**

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、昨日に引き続きまして一般会計予算の審査を行います。

---

**議第 6 号 平成 30 年度 上山市 一般会計 予算**

○中川とみ子委員長 それでは、10 款教育費について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 それでは、10 款教育費について御説明申し上げます。

104、105 ページをお開きください。

最初に、1 項教育総務費であります。1 目教育委員会費は 1 億 3,484 万 6,000 円で、前年度対比 461 万 9,000 円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。

委員会運営費では、教育委員の報酬など教育委員会運営、奨学金貸付基金の利子分の基金繰

出金に要する経費を措置したほか、教育長給与等及び職員人件費であります。

2目教育指導費は5,658万4,000円で、前年度対比336万4,000円の増であります。道徳の教科化や山形県PTA研修大会が上山市で開催されることなどによるものでございます。

教育指導費では、次のページをお開きください。小・中学校教師用指導資料等の更新、中学校体育大会等生徒派遣などの各種補助金、負担金のほか、教師用デジタル教科書を購入する経費を措置し、魅力ある学校づくり推進事業費では、キャリアスタートウィーク、特色ある学校づくりを進めるためなどの補助金、標準学力検査、知能検査、よりよい学校づくりのためのQU調査、茂吉のふるさと短歌教室の実施のための経費などを措置し、教職員研修費では、資質向上のため各種研修講座や研修会の実施に係る経費、QU調査結果の分析、各学校ごとに活用、指導力向上などの研修経費を措置し、教育支援充実事業費では、課題を抱える児童・生徒への教育相談やその保護者に対する相談、支援活動等を行うスクールソーシャルワーカー派遣や特別支援学級に在籍する児童の学校生活を支援する学校生活指導員、通常学級に在籍するさまざまな障がいを持つ児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習支援を行う学校教育支援員の配置を拡充するほか、外国籍の児童・生徒等の日本語習得などを支援するための経費を措置し、英語教育推進事業費では、小・中学校の英語教育の充実を図るため英語指導助手を1名増員して措置し、地域ぐるみの学校安全体制整備事業費では、地域学校安全指導員の配置などに要する経費を措置するものであります。

3目教育研究費は518万4,000円で、

前年度対比221万1,000円の増であります。各学校のホームページを開設する等の経費の増によるものであります。

教育研究所運営費では「文集かみのやま」の発行、教育研究会事業への補助に係る経費のほか、小・中学校のホームページ開設等の経費を措置し、次のページをお開きください。理科教育センター運営費では理科研究発表会の開催や備品購入など理科教育センター運営に要する経費を措置し、教育相談所運営費では教育相談員による学習不適應児童・生徒などの教育相談、就学入級判定などに要する経費を措置するものであります。

4目就園就学奨励費は875万1,000円で、前年度対比111万5,000円の減であります。幼稚園就園奨励補助対象者数の減によるものであります。就学時健康診断費では、就学予定児童の健康診断に要する経費を措置し、幼稚園就園奨励補助費では、幼稚園就園奨励補助金で国の補助基準に一部上乗せを行っているほか、課税額等で国の補助基準対象にならない方についても5,000円の補助を行い、私立幼稚園に同時に2人以上の園児が在園している世帯の負担軽減のため私立幼稚園子育て支援事業費補助金を措置し、私立高等学校就学奨励補助費では、私立学校に在学する生徒を持つ市民税非課税等世帯の保護者の負担軽減を図るため補助金を措置するものであります。

次に、2項小学校費であります。1目学校管理費は1億6,063万8,000円で、前年度対比1,103万8,000円の増であります。小学校整備事業費の増などによるものであります。小学校管理費では、各小学校の施設の維持管理や運営に要する経費のほか、司書、プール監視員の雇用などの経費を措置し、小学

校保健対策費では、次のページをお開きください。学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、小学校整備事業費では、中川小学校屋内運動場屋根改修工事、上山小学校プールろ過機等改修工事などのほか、各小学校の修繕に係る工事費を措置したほか、職員人件費であります。

2目教育振興費は6,077万8,000円で、前年度対比80万1,000円の減であります。教育振興費では、授業に必要な消耗品、図書、教育用備品、理科教育等設備備品などの購入経費などを措置し、学校教育振興費では、日本スポーツ振興センターなどへの負担金、山元地区、みはらしの丘地域の児童の山形市への教育事務委託金、義務教育教材等の経費を措置し、小学校就学奨励費では、遠距離通学費補助金、準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費、被災児童就学援助費を措置し、教育機器整備事業費では、小学校パソコン教室等のパソコン、教諭用のパソコンの賃借料のほか、タブレット型パソコン5校分の賃借料などを措置し、スクールバス運行事業費では、中山地区及び旧西郷第二小学校区の南小学校児童のため運行するスクールバス2台、宮川小学校の児童のため運行するスクールバス3台、蔵王高原橋線との併用が終了してからの中川小学校及び北中学校の児童・生徒のためのスクールバスに係る経費を措置し、蔵王高原橋線運行事業費では、市営バスの見直しまで中川小学校及び北中学校の児童・生徒のスクールバス、そのほかの時間帯は市営バスとして運行する市営バス蔵王高原橋線に係る経費を措置するものであります。

次のページをお開きください。

次に、3項中学校費であります。1目学校管理費は1億8,460万1,000円で、前

年度対比7,864万2,000円の増であります。南中学校エアコン設置工事の増などによるものであります。

中学校管理費では、各中学校の施設の維持管理や運営に要する経費のほか、学校図書館の司書の雇用、椅子等の備品購入費などを措置し、中学校保健対策費では学校医等の報酬や健康診断などに要する経費を措置し、中学校整備事業費では、南中学校エアコン設置工事、北中学校教室棟トイレ改修、宮川中学校プールろ過ポンプ改修などのほか、施設の維持補修に係る経費を措置し、そのほか職員人件費であります。

2目教育振興費は2,071万4,000円で、前年度対比209万円の減であります。教育振興費では、授業に必要な消耗品、図書、教育用備品、理科教育等設備備品の購入経費を措置し、学校教育振興費では、山形第九中学校へ通う生徒の教育事務委託金、義務教育教材等の経費を措置し、中学校就学奨励費では遠距離通学費補助金、要保護・準要保護生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費、被災生徒就学援助費を措置し、教育機器整備事業費では中学校パソコン教室等のパソコン、タブレット型パソコン3校分の賃借料などを措置するものであります。

次のページをお開きください。

次に、4項学校給食費であります。1目学校給食費は1億9,118万円で、前年度対比199万8,000円の増であります。給食センター管理費では、児童・生徒に安全でおいしい給食を提供するため、PFI方式で建設した学校給食センターの建物等購入費や維持管理及び運営経費、年次計画で施設・設備の改修等を行う経費などを措置し、そのほか職員人件費であります。

次に、5項社会教育費であります。1目社会教育総務費は6,756万8,000円で、前年度対比507万1,000円の減であります。職員人件費の減などによるものであります。社会教育総務費では、社会教育委員、社会教育指導員の報酬、社会教育主事の配置など社会教育に係る総務的経費を措置し、生涯学習推進事業費では、ゆうがく塾開催に係る補助金、市民講座開催など市民参加型の学習に係る経費を措置し、そのほか職員人件費であります。

次のページをお開きください。

2目公民館費は1億2,184万8,000円で、前年度対比1,988万3,000円の減であります。元山元小・中学校プール解体・駐車場整備、中川地区公民館駐車場整備の減などによるものであります。

公民館管理費では、地区公民館の施設の維持管理等に要する経費を措置し、公民館運営費では、本庁地区の3公民館の事業を円滑に行うため生涯学習活動推進員及び公民館長等の報酬、地域活動交付金など公民館活動に要する経費に新たに事務長を配置する経費を措置し、支所・出張所地区の7地区公民館については、独自性のある住民本位の生涯学習・地域づくりを推進するための指定管理料を措置し、公民館整備事業費では、南部地区公民館排水設備改修工事費などを措置し、公民館耐震化事業費では、東地区及び中川地区公民館の耐震改修工事等、北部地区及び本庄地区公民館の耐震改修の設計、南部地区及び宮生地区公民館の耐震診断の委託料を措置するものであります。

3目青少年女性費は1,249万1,000円で、前年度対比58万1,000円の減であります。青少年費では、わんぱく交歓研修会、少年少女球技大会などの開催経費、ジュニアリ

ーダーあすなろに係る経費のほか、関係団体等への補助金などを措置し、成人式事業費では成人式開催に要する経費を措置し、女性費では女性の生涯学習活動を支援するため、女性のつどい開催に係る経費を措置するものであります。

放課後子ども教室推進事業費では、次のページをお開きください。放課後等の子どもの居場所づくりと地域全体で子育てをする環境整備を図るかみのやま寺子屋事業、放課後子ども教室の運営、新たに中川小学校学区で放課後子ども教室を運営する経費を措置するものであります。

4目文化芸術費は3,965万4,000円で、前年度対比393万6,000円の増であります。文化団体協議会補助金の増などによるものであります。

文化財等保護管理費では、文化財専門員の報酬など文化財の適正な保護管理に要する経費を措置し、文化芸術振興事業費では、総合文化祭開催委託料、小中学校音楽演劇教室公演委託料などのほか、各種イベント、事務局職員を直接雇用するため増額する文化団体協議会補助金、関係団体への負担金や補助金などを措置し、ふるさと文化振興事業費では、文化財の保存会や文化団体等への支援に要する経費を措置し、武家屋敷保存活用事業費では、上山市を代表する歴史遺産、地域資源である武家屋敷の管理、公開、武家屋敷を核として歴史文化を学ぶ武家屋敷人財育成講座、ふるさと理解推進事業の実施、上山城周辺散策に活用できる羽州上山城家中町絵図の制作などの経費を措置し、国史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用整備事業費では、次のページをお開きください。発掘調査や櫓下宿の保存及び活用に関するマスタープランの作成、史跡保全活動の補助金、櫓下宿庄内屋茅屋根修繕工事費などを措置し、基金積立金ではふるさ

と文化基金の利子積立金を措置するものであります。

5目図書館費は6,055万8,000円で、前年度対比1,362万9,000円の減であります。二日町再開発ビル管理組合への負担金の減などによるもので、図書館管理運営費では、日々雇用職員賃金のほか、図書館の管理運営、図書購入に要する経費、二日町再開発ビルの管理組合への施設維持管理負担金や駐車場利用負担金などを措置するものであります。

次に、6項保健体育費であります。1目保健体育総務費は4,177万1,000円で、前年度対比146万1,000円の増であります。職員人件費の増などによるもので、保健体育総務費では、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員の報酬、県縦断駅伝競走大会への職員派遣、名取市とのスポーツ交流などの経費を措置するほか、職員人件費であります。

次のページをお開きください。

2目体育振興費は3,149万8,000円で、前年度対比1,128万2,000円の減であります。南東北インターハイ開催事業負担金の減などによるものであります。

スポーツ振興事業費では、モンテディオ山形などを支援する県スポーツ振興21世紀協会負担金、県縦断駅伝競走大会、市総合体育大会などに係る委託料、蔵王坊平クロスカントリー大会、全日本エアロビック山形大会など、各種大会に係る負担金及び補助金などを措置し、競技スポーツ振興事業費では、競技力向上対策事業委託料を措置し、生涯スポーツ振興事業費では、市民スポーツ教室や家庭ソフトバレーボール大会等の開催委託料のほか、ツール・ド・ラ・フランス大会負担金、市民スポーツレクリエーション祭、レクリエーション協会への補助金など

を措置し、スポーツ団体等育成費では、体育協会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団への補助金を措置し、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ポーランド共和国陸上競技の事前合宿誘致活動、機運醸成のためのトップアスリート等による講演等などの経費を措置するものであります。

3目体育施設費は1億7,004万7,000円で、前年度対比9,067万9,000円の増であります。平成29年度まで5項6目にあった体育文化センター費などを統合したことによるものであります。

体育施設等管理運営費では、体育文化センター等各体育施設の指定管理料や維持管理に係る委託料など体育施設の管理運営に要する経費を措置し、体育施設整備事業費では、年次計画で行っている体育文化センターの外壁改修工事、南部体育館床改修などを行う経費を措置するものであります。

4目蔵王坊平アスリートヴィレッジ費は2,967万7,000円の皆増ですが、平成29年度まで5項7目にあったものを6項に組み替えたことによるもので、蔵王坊平アスリートヴィレッジ管理費では、平成30年度から芝生管理を除いた蔵王坊平アスリートヴィレッジ施設の指定管理料、国有林野土地借上料、備品購入費などを措置し、蔵王坊平アスリートヴィレッジ振興費では、蔵王坊平アスリートヴィレッジ合宿利用者支援事業補助金、関係団体負担金を措置するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります

が、質疑は区分して行います。

初めに、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項学校給食費について、質疑、発言を許します。棚井委員。

○棚井裕一委員 このたび学校生活指導員、学校教育支援員、外国人英語指導助手の配置の拡充がなされているようですけれども、それぞれの詳細を教えてください。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 支援員に関しましては、人数は変更ございませんが、1人につき10日の勤務を拡充いたしました。理由は、今までは子どもが登校しているときのみの勤務だったんですが、やはりそれ以外に教職員との連携、職員会議の出席などで子ども理解を深めるために10日を拡充したということです。

ALTに関しましては、8月から1名増という予定でございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 南小学校の体育館の設備、バスケットゴールとか卓球台などの老朽化が激しくて、協会などからの要望もされていると思うんですけども、それらの更新というのは予定されていますか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 学校のほうからは、そういった要望について管理課には上がってきませんので、対応の予定はございません。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 競技団体のほうから体育の設備について御意見等をいただいておりますが、優先順位をつけまして計画的に整備していく考えでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 かみのやま人物記というもの

をかつて発行されましたけれども、小学校、中学校においてどのように活用なされているかお伺いします。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 活用の実態に関しましては調査しておりませんが、校長のほうにその存在をかつて伝えまして、あとは社会科と総合学習等、そこで必要な場合活用するようというところで話をしているレベルでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 文化面に限らずさまざまな面での上山、地元が輩出した人物を取り扱っている書籍でありますので、ぜひ取り上げていただきたいと思えますし、もちろん短歌を通して代表する文化人もいらっしゃいますけれども、そのほかも含めて地元郷土愛の醸成のために利用していただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。井上委員。

○井上 学委員 3項1目で南中学校にエアコンということで、学習環境の向上には非常にいいことだと思うんですけども、平等性を期するのであれば各中学校の3年生の教室をやるといった考え方もあったかと思うんですけども、南中学校になった経緯をお聞きするとともに、今後の整備はどういったところ、中学校をやったら小学校とか、さまざまな教室をやっていくとか、そういったところをお示し願います。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 中学校のエアコンの整備ということで、今回南中学校から始めるということでございますけれども、夏の間の学習環境の向上というのが学校、保護者の方から要望が強いということで整備を進めてまいるわけですが、今回は普通教室での整備ということ



で進めてまいります。

委員おっしゃいましたように、3年生から優先的ということもございますけれども、経済的なこともございまして学校ごとに年次的に進めたいという考えでございます。

今現在、エアコンの整備につきましては、小学校で言いますと上山小学校、南小学校、宮川小学校については既にエアコンが整備されております。今回は、まず中学校のほうから始めまして、その後残りの小学校、中川小学校と西郷第一小学校がありますけれども、そちらのほうに進んでいきたいということでございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 わかりました。本当に学習環境の改善ということで進めていただきたいのと同時に、要望として普通教室というところもあったんですが、ほかにも専門的なところでパソコン室とかという要望も聞いているんですが、その点の要望に対して今後対応、補正なりなんなりということが考えられるかどうかをお聞かせ願います。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 普通教室以外の特別教室、パソコン教室、音楽室、理科室などありますけれども、その辺については、まずは普通教室の整備、各中学校、小学校もありますけれども、終わった後に考えたいということで計画をしてございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございますか。大沢委員。

○大沢芳朋委員 約1年ぐらい前になるんですが、古山教育長にぜひ小・中学校のホームページをつくってくださいというお願いをしております。今回の予算で動き出させていただいて、平成30年度中に開設していただけるような先ほ

どの財政課長のお話でした。それで、ホームページ自体、整備するに当たってどのぐらいの金額がかかるのか。平成30年度のいつごろから閲覧、見られるのかということと、運営方法は各小学校、中学校に任せるのかということで、3点ほど伺います。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、金額に関しましては208万円を計上しております。

ホームページに関しましては、委員御指摘のように、まず平成29年度に教職員のアンケートをとり研究をしてみました。それで、発信のみならず、教職員の働き方改革、あと委員が今おっしゃいましたように、それをどう持続していくかという点で、今まだ研究の途中でございます。したがって、ホームページを見られる時期の明言は控えさせていただきたいんですけれども、平成30年度中に開設の予定でございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 だとしますと、各学校に任せるという認識でよろしいのでしょうか。

金額的に208万円ということですが、これで十分なのかどうか。足りないような気がするんですが。もう1回お聞きします。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、学校に任せきりにはしないつもりです。各学校には、視聴覚情報教育担当ということで校長が下命するということで、そういった比較的得意な職員がございしますが、やはり働き方改革も含めましていかにその負担を低くするかということで今後研究していきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 課長のお気持ち、わかりまし

た。先生方の負担にならないように、先生方にはやはり子どもを見てもらうのが一番だと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。谷江委員。

○谷江正照委員 私からもタブレットの部分とエアコンの部分で幾つか質問をさせていただきます。

まず、タブレットの部分でございますが、他自治体の視察におきまして電子黒板等との連携が非常に有効だという事例があります。本市において電子黒板の使用は今現状どのようなものなのか、まずお示してください。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 電子黒板につきましては、上山市内ですと1校に1台のみでございます。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 タブレット教育と連携して、今1校に1台、1台しかないということでありましたが、ぜひこの分野に関しましては、プロジェクターとの連携もすることによりまして、スクリーン等にタブレットの画面を写すことであれば現状の学校どこでもできるかと思っておりますので、ぜひこれは取り入れていただきたいと思っております。

もう一つ、タブレット等新しいICT機材が入りますと、現場の職員の方への負担、先ほど課長がおっしゃったように、負担が集中する場合がございます。パソコンなどの導入の際もそういったことを見受けられましたが、支援員の加配におかれましては、そういったアプリの管理とかセキュリティの管理といったところの分野に詳しい方の支援も厚く配置いただけるようなことも今後考えていくかどうかお示ください。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、タブレットまたはICT機器に関する支援員の配置は現在考えておりません。

繰り返しになりますが、比較的得意な視聴覚情報教育担当の教諭を中心に行いますが、学校教育課としましては、研修会を各学校でまず最低1回開催する予算も盛り込んでありますので、そこで解決していきたいと思っております。

なお、その後、当然ふぐあいとかいろいろなことが出てくると思っておりますので、そういった課題に対しては前向きに対応していきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 では、ぜひ前向きにその分野に関しては進めていただきたいと思っております。

続きまして、エアコンの部分でございますが、エアコンの導入で上山小学校では冷房暖房エアコンで対応しているという現状でございます。暖房のエアコン利用に関しまして、湿度に対する懸念が発生する場合があります。湿度が低くなり過ぎて、エアコンで暖房しますと湿度が足りなくなるんですね。それで、インフルエンザに対する湿度の懸念が発生する事例がエアコンではございます。上山小学校の今暖房で使っている状況において、適切な湿度が保たれているのかどうかお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 室内の湿度ということでございますけれども、年に数回、室内の環境ということで湿度の測定なども行ってございます。その中で湿度が不足しているようであれば、学校のほうで加湿器等を準備いたしまして対応しているというのが現状でございます。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 今後新設される南中学校の普通教室のエアコンであります、これは暖房の部分もエアコンで賄うのかお知らせください。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 エアコンでございますので、当然暖房についても賄うという考えでございます。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 現状を調べましたら、南中学校では暖房に関してF F暖房も使っていると。F F暖房に関しますと、これは湿度に関しては非常に適切に保たれやすいものでございます。F F暖房のメリット等を勘案しますと、暖房はF F方式を残すほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○太田 宏管理課長 南中学校、エアコン整備いたしましても、普通教室での整備になりますのでF Fの部分は残りますが、基本的にはエアコンで暖房もできるわけですから、その中で対応していくほうがいいのかと考えてございます。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 では、暖房のエアコン化に関しましては、生徒の健康が第一でございますので、インフルエンザ等の発生の引き金になる湿度の部分に関しては、非常にしっかり管理していただきながら進めていただきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 A L Tの増員について伺いますが、私は、A L Tの増員をすることによっての効果というか、これについて疑問を持っているものですから。学校教育課長が子どものころはA L Tという存在はなかったかと思っております。それでも立派な英会話をされると聞いておりま

すので。このA L Tというのは、今は何人かいますよね。いない時代に比べて学校の子どもの英語力は上がっているのでしょうか。私は安易にふやしたからといって、日本中いるようすけれども、それが教育力の向上、英語力の向上につながっていないのではないかと考えていますので、聞かせてください。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 かつて英語指導助手がいなかったときは、C Dまたはカセットを使って発音を練習したと思われます。私もそうでした。

ところが、今はそうやってA L Tが存在するわけですけれども、私は、安易に配置しているのではなく、その意味があると思います。それは、生身の人間が言葉を使うわけですので、正しい発音は当然ですが、そこで間違いを目の当たりにしたり、あとは、コミュニケーションのツールとして英語の授業だけでなく休み時間やいろいろな行事の中で使われることで、目的である外国語教育の素地をつくるという点では、A L Tという存在があったほうが良いと確信いたします。

ただし、A L Tに教育を任せきりにするのではなく、各担任が自分が英語を使いたいと思うような授業をする手段としてA L Tを活用する点では、まだまだその辺の研究や研修が必要だと思っておりますので、そこを自覚しながらやっていくつもりでございます。

したがって、効果的に配置できるように、また、効果が出るように今後も指導していきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 すばらしい答弁だったと思いますが、そのようにするためにどうするかというところが、やはりポイントだと思うんですね。

まだまだ役に立っていないというふうには思っているんです。ですから、ぜひここは一考していただいて、回る回数はふえるでしょうね、1人ふえるんですから。それがきちんと生かされるように、まさに自覚を持っていただかないと、かなりお金も使うわけですからぜひそこは創意工夫をお願いいたします。

そしてあと、平成30年は明治維新150周年ですよ。先ほど同僚議員からもありましたけれども、明治維新というのは非常に微妙な出来事なんですよ。私は、あの維新に対する評価についても、上山にとってどうだったんだろうと。武家屋敷、びっちり聞こうかと思っていたんですが。金子与三郎さんが、薩摩藩が狼藉の限りを江戸で尽くした、それを成敗するために幕府の命に従って庄内藩、桑名藩、上山藩が行ってみて、それで亡くなったわけですから。そういう意味では明治維新、ことしは、上山の英雄の1人なんですよけれども、金子先生を検証するいい機会でもあるわけです。やはり学校でそういうことを教材にさせていただかないと、来年ではだめなんですよ。今NHKで放送されていますけれども、私は大変複雑な思いであります。明治維新と上山のことについて学校で取り上げていただけないでしょうかね、教材として。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 まず、結論から申し上げますと、取り上げると今明言は控えさせていただきますと思います。ただ、今教育基本法が変わりまして、郷土愛ということが盛り込まれ、その部分は、上市市の指導方針にありますように最も大切なものの一つだと思います。

ただ、学校教育現場は、今したほうが良いと言われていろいろなものを抱えております。し

なければいけない学習指導要領の約1,070時間の授業時間を確保できなくて困っているところですよ。したがって、しなければいけないことをしっかりした上で、今のような御指摘の部分を校長のほうに話をしまして可能な限り意識するには指導していきたいと思っております。

つけ足しますと、そういったことはかつて、三、四年前、総合的な学習の時間でできたんですけども、それさえも今少なくなりまして、本当に3割増という状況を御理解いただければありがたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 学校薬剤師についてお伺いします。

本市において薬剤師に支払われる日当というんですか、報酬というんですか、の中で、薬剤自体の購入も賄うというようなことをお伺いしていましたけれども、平成30年度予算においてはどのようになっていますでしょうか。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今おっしゃったと思われる項目がございます。ダニチェッカー、DPD錠剤、気体検知管など新たに約10万円ほど盛り込んで、学校薬剤師の負担にならないように予算化したところです。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 その金額は薬剤の購入が十分賄える金額なんでしょうか。お伺いします。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 薬剤師会長と担当がきちんと話をした結果でございますので、今のところ賄えると思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。川崎委員。

○川崎朋巳委員 スクールバス運行事業についてお伺いします。平成30年度から中川小学校と北中学校のスクールバスが恐らく使いやすくなるのではないかという理解をしているところでありますけれども、現在、南中学校に中山地区から通っている中学生数についてはどれぐらいいるかお示してください。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 中山から南中学校は6人でございます。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 今回、中川地区のスクールバスで北中学校と中川小学校の生徒が利用できる状況になります。単純に考えたときに、中山地区から市役所の前まで南小学校に通う中山地区の生徒が乗車してくるわけでありますけれども、同時に、南中学校に来る中山地区からの生徒も乗車すると利便性が高まるのではないかということです。その際に関して、例えばスクールバスの運行、朝とか夕方という時間帯になると思うんですが、その時間というのは、例えば部活動等によって利用しづらいという状況があるのか。または、JRがちょうど中山からかみのやま温泉駅までであるということで、JRがあることによって法令的な縛りでスクールバス利用はできないとか、そういう状況があるのかについてぜひお示しいただきたい。

○中川とみ子委員長 学校教育課長。

○加藤洋一学校教育課長 今、私の手元の資料と知識の中では、そういう縛りがあるとは考えておりません。

御指摘のとおり、中学校と小学校の違いは部活動があるかないかということと、あとは南小学校にスクールバスが配置された、統合したときの経緯が絡んでいると思います。

今御指摘のことは、校長または保護者のほうから一切今まで要望としては出てこなかったものでございますので、ただ、今の視点でもう一度問い直しをして今後調査をしたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

続いて、5項社会教育費、6項保健体育費について質疑、発言を許します。長澤委員。

○長澤長右衛門委員 117ページの3目の青少年女性費、放課後子ども教室推進事業でありますけれども、今回新たに中川小学校区にも放課後子ども教室が新設されるわけでございますけれども、それに対しての詳細な説明をお願いいたします。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 平成30年度に新たに中川小学校区に開設される放課後子ども教室につきましては、今現在、東地区、中山地区で実施しているような地区公民館主体の放課後子ども教室を想定しております。年間約10回程度、主に週末や長期休暇を利用して自然体験などや多世代交流などの事業を実施する予定であります。

○中川とみ子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 ということは、上山小学校の寺子屋とか南小学校のけやきっずのようなものではなくて、要するに、今まで公民館事業でやっていた青少年健全育成のほうの、ただその名称が変わるというだけなんでしょうか。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 これまでも中川地区公民館が中心になって青少年育成の事業のほう

は実施していただいていたけれども、さらに地域の特色を生かし、地域力を活用した事業のほうに展開できるように事業の充実を図っていきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 今までやっている青少年健全育成事業を厚くするというは大変いいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、やはり中川小学校学区にも、上山小学校の寺子屋とか南小学校のけやきっずのような新設をお願ひしたいんですが、今どのようにお考えでしょうか。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 放課後子ども教室につきましては、地域の特色を生かした事業ということが基本だと考えております。そういったときに、中川小学校区については、まだまだ地域のほうで放課後の子どもたちを厚く見守るような体制は整っているかと考えております。そういった中で、今現在は、まだ平日型の放課後子ども教室の開設については考えてはいるところですが、

○中川とみ子委員長 長澤委員。

○長澤長右衛門委員 今、整っているということをおっしゃったんですが、なかなか整っていないところもございまして、ぜひ前向きに検討していただきたいと、まず要望しておきます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございせんか。尾形委員。

○尾形みち子委員 今回の東京オリンピック・パラリンピックの推進事業費について、平成30年の推進事業費の特徴というか、それからその予算の配分というか、お示しできるものならばお示ししたいと思ひます。そこからお話をさせていただきたいと思ひます。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 平成30年度の東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業につきましては、まずホストタウンの交流事業に基づきまして、平成29年度に引き続き事前合宿の誘致の強化と青少年の健全育成、オリンピック・パラリンピックの機運の醸成、啓発に向けた取り組みを行っていく考えであります。

事前合宿の誘致活動につきましては、ポーランド陸上連盟が当初平成30年3月中に上山市を訪れ、市内運動施設、坊平アスリートヴィレッジを視察いただく予定でありましたが、積雪状況、気象状況を考慮いたしまして、よりよい時期ということで4月に訪問いただくことで調整をしているところです。

青少年の健全育成につきましては、平成29年度も行っております日本人のオリンピック、トップアスリートによるスポーツ教室を引き続き行ってまいります。

オリンピック・パラリンピックの機運醸成、啓発につきましては、ポーランド駐日大使館の協力を得ましてポーランド共和国に対する研修会等を行う予定です。障がい者スポーツの普及につきましても、日本人パラリンピアン講演会等を実施する予定でございます。

予算の配分ではありますが、平成29年度もポーランド陸上連盟の視察を受け入れて契約書締結に向けた予算の計上をしておりましたが、さまざま調整をした結果、平成29年度については、現在も誘致活動をしているところでございますが、平成29年度中に視察を受け入れる状況ではありませんし、契約締結に向けた基本合意も年度中というのは厳しい状況になっておりますので、平成30年度について4月にポーラ

ンドの陸上競技連盟が視察にいらっしゃいますので、その経費として使うということと、その後ポーランド駐日大使館の講演会等を受けまして夏ごろをめどに事前合宿の契約、基本合意締結に向けて市からポーランド共和国のほうを訪れて進めていきたいと考えております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 12月議会で一般質問をした私としては、やはりさまざまところから、傍聴に来ていただいた方から応援メッセージということで、ホストタウンの魅力をやはり発信していただきたいというようなことを何人かにお声をかけていただいたわけですが、実は1月11日に市長がポーランド大使館に行かれていますと思っているんですけれども、そちらのほうの内容をもし聞かれるようでしたらお示しいただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 11日、行きましたけれども、これは、まず1回目に行ったときには大使がおられませんで、臨時大使と話を進めてきた経緯がございます。それで、正式に大使が決まりましたので、大使と話をいたしまして、そして今後2020年のオリンピック・パラリンピックに向けての事前合宿とかあるいは今後どういった交流を進めていくのかということについて話をしてきたということでございます。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 SNSで流れているということも知ってらっしゃるとは思うんですけれども、県内のホストタウンの市町村がさまざまな取り組みをしているというような状況であります。その中で、やはり広報活動という、市民に対するものもそうですけれども、これから編成するであろうポーランドの事前合宿、契約とい

うことですけれども、多分ポーランドに行くというようなことで考えていらっしゃると思っておりますので、その辺の情報提供もぜひ、この中に入っているんだと思うんですが、このホームページというのはどの辺のことを考えてらっしゃるのかお伺いいたします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 ホームページにつきましては、ポーランド語もしくは英語のホームページの作成のための費用として計上しているものでございます。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 要するに、上山市の今現在のホームページにポーランド語をとというようなことでしょうか。要するに、独自のホストタウンのホームページと私は認識していたんですけれども、その辺のところも含めて。そして、広報については全く話していただいていませんよね。そこも含めてお願いします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 ホームページにつきましては、市のホームページということではなくて、ポーランドのポズナン大学等の協力を得ましてポーランド国内での情報発信のために作成を予定しているものでございます。

広報につきましては、平成30年度トップアスリートによるスポーツ教室を予定しておりますので、その都度開催をしたときに市報等で発信をしてまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 尾形委員。

○尾形みち子委員 市民の方々への周知ということと、それからその方が話しているには、私たちボランティアにも手伝うことはないのかというようなことも言われております。要するに、おもてなしという部分でしょうか。そういった

部分でも、やはりこれから東京オリンピック・パラリンピックの際にはぜひ上山市もそういったことで協力したいというお話もありますので、ぜひそういった広報の仕方も考えていただいて、これから誘致される後のさまざまな面で協力したいという方々がいらっしゃることも念頭に置いていただいて広報をお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 大分焦っているようでございますけれども、決して焦ってできるものではないでございます。相手国があるわけですから。多分、委員におかれましては、ほかの市町村が締結を結んだとか、あるいは練習に来ているということで焦っておられると思いますけれども、ポーランドチームは非常に大型なんです、はっきり申し上げまして。60人ぐらい来るんですね。ですから、よそのいわゆる体操チームとは全然違って、そういう大きな枠組みの中で今対応しているわけでございます。また、ポーランドにおきましては、やはり陸上については一流チームですから、ほかとの関連もあるんです。ですから、そういったもろもろのことがありまして、ようやく大使館との話し合い、あるいは4月にポーランド陸上連盟が来るということですから、決しておこなっているわけでもないし、また進んでいるわけでもないんですけれども、でも順調にいつているということは間違いございません。

ただ、ボランティアにつきましては、事前合宿も含めて来るときはぜひ市民の皆さんから御理解と御協力をいただいております部分はたくさんあるわけですから、そのときは我々も市民の方にきちんとお願いをする、そしてまた、お互いにポーランドとの交流を進めていく、市民同士も進めていくというような対応を進めて

まいりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 10款5項並びに6項の質疑の途中であります、この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款5項並びに6項の質疑について、引き続き発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 5項2目公民館の活動についてお聞きします。

いろんな公民館で特色のある活動をやっているかと思うんですけれども、例えば東地区で過去に婚活ということで、本当に成婚まで結びついて、私の知る限りではお子さんも生まれたというような実情を聞いております。そういった各地区で特色のある公民館活動について情報共有というか、いいものを広めていくというような観点で平成30年度何か取り組まれることがありましたらお聞かせください。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 まず、各地区公民館の取り組みの情報共有については、毎月1回本庁地区公民館も合わせて10地区公民館の事務長、主事以下情報交換の会議を持っておりますので、その中で各地区公民館が取り組んでいる事業の紹介や疑問な点などはいろいろ聞きながら共有を行っているところです。

公民館の特色ある事業の組み方等につきましては、周辺の7地区公民館は指定管理で管理運営しているわけなんですけれども、3年ごとの指定管理の設定の見直しの際に、申請とともに



各地区公民館が向こう3年間取り組みたい事業の内容をプレゼンテーションしていただいて、いろいろそのプレゼンテーションの中で各地域で地域の特色を生かした事業を熟慮していただいているところです。そういった方法で取り組みを行っているところです。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 特色あることを共有しているということはわかりました。

先ほども言いましたけれども、ぜひ婚活ということが、私の身近では公民館活動の中で非常に有効だと感じましたので、ぜひその点、各地区が設定するものなので行政側からやれということとは言えないと思うんですけれども、その点の研究も含めながら各公民館に情報提供していただければと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。谷江委員。

○谷江正照委員 新規となっております羽州上山城家中町絵図についてお尋ねいたします。この武家屋敷通りの町割絵図を活用してどのようなことをなさっていくのか御説明いただきます。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 平成30年度に新たにに取り組む事業となっておりますけれども、この事業につきましては、上山城のほうで保管しております上山城家中町絵図をB1くらいの大きさに印刷いたします。その中には、町絵図の注釈も文化財の専門委員や上山城の方々から書き込みをしていただいて、昔の状態がどのようなものだったのかがわかるような絵図を作成したいと考えております。その絵図を作成して町歩きや、あるいは観光客の方々に絵図を見ながら町歩きをしていただく、あるいは、講座のほうで活用していくというようなことで考えており

ます。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 町歩きや観光のツールとして非常にいいものだなと今御説明を聞きまして感じました。町歩きや観光、これだと駅前に新設されるようなところにも置いて、あとはお城にも置いて、そんなふうにして多くの方の手に届くような場所に常設されるようなことでありましようか。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 そのように考えております。ただ、有料で頒布ということも考えておりますので、その辺については今後詳細について検討していきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 ただいま有料ということも視野に入れておると。お金の循環というのは大変いいことでもございますので、この印刷物を、例えばベースとなる紙におきましては本市においては大変特徴ある紙もございます。今、担い手の方がいらっしゃらないやに、あるかもしれませんが、そういったいいものもあるまちでございまして、有料化の際においては上山のいい部分が特徴として出せるようなものもぜひ検討してください。

もう一つ、検討をお願いしたいのは、お聞きしたいのは、外国語表示もしてあるのかどうかということをお聞きします。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 先ほど申し上げました注釈については、これから詳細について検討を進めていく予定でありますので、その検討段階でどういった表記をするのかについて考えていきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 谷江委員。

○谷江正照委員 武家屋敷のほうに私も休日参ったときに、台湾の方とお会いしてお話したことがあるんですけども、やはり外国の方のああいった文化に対するニーズが非常に高いものがあります。ですので、こういったものをつくる際には、せめて英語だけでも入れるとか、多言語表記がふさわしいかと思うのですが、もし紙面の部分でなかなかスペースがとれない場合にはデジタルツールと連携しまして、例えば紙面からパソコン情報に行けるとか、そういったものも検討していただきたいと思いますと思います。

また、先ほどオリンピック・パラリンピックのまちのボランティアの方、このツールを持って案内することも非常に有効なものになり得ると思いますので、多言語化はぜひ前向きに考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 南小学校のバスケットゴールとか体育文化センターの卓球台などを代表として例として挙げさせていただきましたけれども、先ほど団体のほうからの要望が上がっていますということでもいただきましたけれども、その際どのような対処をなされたのでしょうか。お伺いします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、バスケットゴールにつきましては、体育文化センター、生涯学習センターと南小学校のゴールについて補修の要望を体育協会を通じていただいておりますが、優先順位、安全性、使用頻度を考えまして、平成29年度につきましては体育文化センターのバスケットゴールの更新をしております。

す。あわせて、体育文化センターの卓球台につきましても、老朽化しておりましたので更新をしております、平成30年度につきましても卓球台の更新を考えているところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 卓球台についてお伺いしますけれども、平成29年度は全体のうちのどれだけの台数を更新したのか。あと、先ほどから南小学校のバスケットゴールにこだわったわけではないと言いながらこだわるんですけども、そちらのほうも、団体が要望するというのは、単なる要望ではなくて大会の誘致なども視野に入れて要望していると思うんですけども、そういった施設の点検も含めてどのような体制で今いらっしゃるのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 まず、卓球台につきましては、体育文化センターには60台設置してありまして、そのうち平成29年度は5台を新しく変えました。平成30年度につきましても、新たに5台を更新する予定でございます。

南小学校、生涯学習センター等のバスケットゴール等につきましては、計画的に他の備品等考慮しながら整備をしてまいりたい考えでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 施設整備の点検の頻度などは、どのような頻度でなさっているのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 器具の点検については、定期的に職員が回って点検をしている状況でございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 60台のうち卓球台について

は、平成29年度と30年度で合わせて10台の更新がなされるということで、あと50台あるわけですけれども、ぜひ団体の使用、大会の開催に支障を来さないように、もちろん卓球、バスケットに限らずですけれども、年数のみ考慮するのではなくて、使用頻度とか傷みぐあいなど優先すべきものは優先してというぐあいで考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 体育施設、備品等の安全性と使用頻度とルール改正等、総合的に勘案しまして整備を計画的に進めてまいりたい考えでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 5項公民館費について伺います。

今回、中部、南部、北部に事務長を配置するというございます。私は以前一般質問で中部地区公民館は特別だという話をしまして、管理を社会教育施設ではなくて市長部局に移してはどうかと、そんな話をしたことがありましたが、今回事務長が配置になるということになると、ますます私の質問からは離れていってしまうということになります。

というのは、中部地区公民館は、きのうも質問しましたけれども、今修景事業に取り組んでいますね。ファサードもそうだし、電話柱とか抜いたりしていて景観を整えようとしているときに、そして、にぎわいをつくらうという事業に取り組んでいるわけです、カミンから始めてずっと。

そうなりますと、中部地区公民館のあその位置は、十日町、中十日町、下十日町にかけて

非常に場所的にいいところですから、ここが土日職員がいないという施設であっては、ちょっと違うだろうと。市が目指すべき方向にあの施設も性格を変えるべきだというのが私の主張です。

今回事務長が配置になって、勤務体制は相変わらず職員は夜間もいない、土日もないということ踏襲、継続するかどうか、まず伺っておきます。

○中川とみ子委員長 生涯学習課長。

○井上咲子生涯学習課長 本庁地区公民館の管理体制、使用体制につきましては、これまでどおり平日は9時から10時までの貸し出しで、職員は8時半から5時15分までの配置ということで考えております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 だから、私と話が平行線なんですけれども、十日町という特殊な場所に位置している公民館ですから、公民館から外さない限り恐らく今のような答弁になるかと思うんですけれども、まちづくり、十日町中心街のにぎわいを取り戻す、そういう観点で考えた場合、どういう施設であるべきなのかという原点に立ち返っていただければと思うんですけれども、そういう発想は、また一般質問をするしかないのかな。課長と幾らしゃべっても話にならないんでしょうかね。例えば、これを市政戦略課長に聞いて、市の政策とその性格が合致するように変えるつもりはないのか、お答えください。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 公民館をコミセンにという点については、ここでは明言はできませんが、中部公民館の特性、場所的なことも考えまして、当然まちづくりで活用されるべきと考えます。その際の職員体制の有無がいかほど左

右するかという点はまた別の問題かと思いますが、活用方法としては、街なかの公民館という特性を生かしてまちづくりを活性化させていくという考えは当然市としてもあると思っております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 今、市長もわかっていらっしゃるように、日曜日、商店街、結構休むところが多いんですよ。それで、公民館も休み、人は通らない、こんな状況ですから。ちょうど中部地区公民館の向かいの中湯の廃止に伴っている再開の動きもあるわけですから、なおさら人を寄せたいということでしょうから、ぜひこの公民館について、平日夜、職員おらず、土日おらずというのはいかがなものかなと考えますので、御一考を市長にもよろしくお願ひしたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について一括して説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 それでは、11款災害復旧費について御説明申し上げます。

124、125ページをお開きください。

1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費は140万円で、前年度と同額であります。農業用施設災害復旧事業費（単独）は農業用施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

2目林業用施設災害復旧費は190万円で、

前年度と同額であります。林業用施設災害復旧事業費（単独）は、林業用施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

2項土木施設災害復旧費1目単独土木施設災害復旧費は877万1,000円で、前年度と同額であります。災害復旧に要する経費を措置するものであります。

2目公共土木施設災害復旧費は1,520万円で、前年度と同額であります。公共土木施設の災害復旧に要する経費を措置するものであります。

次に、12款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費1目元金は11億3,800万円で、前年度対比6,700万円の増であります。市債の償還元金であります。

2目利子は1億5,550万円で、前年度対比850万円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

次に、13款諸支出金1項普通財産取得費1目土地取得費は7,617万3,000円で前年度と同額であります。土地取得事業費で、蔵王みはらしの丘宅地分譲に係る用地について、代行取得している土地開発公社から買い戻す公有財産購入費（10区画相当分）を措置するものであります。

次のページをお開きください。

最後に、14款予備費であります。1項1目予備費は2,000万円で、前年度と同額を措置したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 公債費について伺います。

一般質問でもさせていただきましたが、平成29年度はたしか償還が十五、六億円あって新しく借り入れたのが20億円ほどあって、差し引き4億円か5億円市債がふえたと意識しておりますが、平成30年度は今のところ、この当初予算上は、返すのは11億3,800万円、借りるのはというと、正確に私もちよっと今、120億円ですか、その関係、出し入れ、幾ら借りて幾ら返して差し引きどうなるのかというところを財政課長に伺います。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 予算書の279ページをごらんいただければと思います。一般会計の起債の残高見込みでございます。こちらでございまして、平成30年度の起債見込みにつきましては20億6,960万円、一番下の行でございます。平成30年度元金償還見込みが11億3,700万円、差し引きいたしますと9億3,300万円ほどふえるというような計算になってございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、当局の説明を求めます。財政課長。

〔金沢直之財政課長 登壇〕

○金沢直之財政課長 それでは、歳入の事項別明細書について御説明申し上げます。14、15ページをお開きください。

最初に、1款市税について御説明申し上げます。

1項市民税であります。1目個人は10億8,300万円で、若年労働者層の市外への転出が依然として継続しているものの、増加傾向にあった平成29年度の給与所得、農業所得の実績見込みを勘案し、前年度対比3,630万円の増とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の98.4%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の18%を見込み、計上するものであります。

2目法人は2億1,400万円で、均等割では課税法人数をほぼ同数と見込み、法人税割では中小企業においては著しい好転は見込めないものの、平成29年度においては大手企業の増益が見込まれていることなどから、前年度対比1,950万円の増とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の98.3%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の12%を見込み、計上するものであります。

2項1目固定資産税は17億6,690万円で、地価は依然として下落傾向にあります。家屋の新增築では工場、店舗等の非木造の増があったことなども考慮し、前年度対比2,810万円の増とするものであります。

1節現年課税分は調定見込み額の97.4%を見込み、2節滞納繰越分は調定見込み額の5%を見込み、計上するものであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は910万円で、前年度対比10万円の増とするものであります。

次のページをお開きください。

3項1目軽自動車税は8,910万円で、成人人口の減少は見込むものの、13年以上経過による重課分の買いかえが進まなかったことを考慮し、前年度対比370万円の増とするものであります。

1 節現年課税分は調定見込み額の 97.8% を見込み、2 節滞納繰越分は調定見込み額の 20% を見込み、計上するものであります。

4 項 1 目市たばこ税は 1 億 6,540 万円で、加熱式たばこの一層の普及率増加による旧 3 級品の売り渡し本数の減などを考慮し、前年度対比 860 万円の減とするものであります。

5 項 1 目入湯税は 4,210 万円で、当初見込みより入湯客数が伸びた平成 29 年度の実績見込みを考慮し、前年度対比 110 万円の増とするものであります。1 節現年課税分は調定見込み額の 100% を見込み、2 節滞納繰越分は調定見込み額の 50% を見込み、計上するものであります。

次のページをお開きください。

6 項 1 目都市計画税は 2 億 1,320 万円で、地価は依然として下落傾向にあるものの、工場、店舗等の新築があったことなども考慮し、前年度対比 30 万円の増とするものであります。

1 節現年課税分は調定見込み額の 97.4% を見込み、2 節滞納繰越分は調定見込み額の 5% を見込み、計上するものであります。

次に、2 款地方譲与税から 10 款地方交付税について御説明申し上げますが、それぞれ平成 29 年度の実績見込み及び地方財政対策を考慮して見込んだものでございます。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税は 3,300 万円で、前年度対比 100 万円の減とするものであります。

2 項 1 目自動車重量譲与税は 8,300 万円で、前年度対比 200 万円の減とするものであります。

3 款利子割交付金 1 項 1 目利子割交付金は 600 万円で、前年度対比 200 万円の増とするものであります。

4 款配当割交付金 1 項 1 目配当割交付金は 600 万円で、前年度対比 100 万円の減とするものであります。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金は 300 万円で、前年度と同額とするものであります。

6 款地方消費税交付金 1 項 1 目地方消費税交付金は 5 億 6,500 万円で、前年度対比 3,500 万円の増とするものであります。

次のページをお開きください。

7 款ゴルフ場利用税交付金 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金は 500 万円で、前年度と同額とするものであります。

8 款自動車取得税交付金 1 項 1 目自動車取得税交付金は 3,100 万円で、前年度対比 1,100 万円の増とするものであります。

9 款地方特例交付金 1 項 1 目地方特例交付金は 1,600 万円で、前年度対比 400 万円の増とするものであります。

10 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税は 36 億 1,000 万円で、普通交付税は平成 29 年度の実績、平成 30 年度の地方交付税の内容、人口の減少などによる影響を考慮し 31 億 9,000 万円を見込み、特別交付税は過去 5 年の交付実績等から 4 億 2,000 万円を見込み、前年度対比 8,300 万円の減とするものであります。

11 款交通安全対策特別交付金 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は 500 万円で、前年度と同額とするものであります。

次に、12 款分担金及び負担金について御説明申し上げます。

1 項分担金 1 目総務費分担金は 273 万 7,000 円で、前年度対比 4 万 7,000 円の減であります。防犯灯 LED 化整備事業分担金

を計上するものであります。

2項負担金1目民生費負担金は1億2,292万5,000円で、前年度対比60万6,000円の減であります。1節社会福祉費負担金で高齢者福祉施設入所負担金などを計上し、2節児童福祉費負担金で保育施設入所負担金などを計上するものであります。

2目教育費負担金は83万1,000円で、前年度対比1万3,000円の減であります。小学校、中学校の日本スポーツ振興センター負担金を計上するものであります。

次のページをお開きください。

13款使用料及び手数料について御説明申し上げます。

1項使用料1目総務使用料は472万9,000円で、前年度対比27万2,000円の増であります。市有建物使用料、市営バス利用料（蔵王高原橋線）、市営予約制乗合タクシー利用料などを計上するものであります。

2目民生使用料は2,338万8,000円で、老人いこいの家使用料の皆減などにより前年度対比222万9,000円の減であります。児童館等使用料、延長保育利用料を計上するものであります。

3目衛生使用料は230万7,000円で、動物の火葬が年度途中から川口のエネルギー回収施設に変わることなどを考慮して、前年度対比85万9,000円の減であります。飲料水供給施設水道料金、斎場使用料などを計上するものであります。

4目農林水産業使用料は222万7,000円で、前年度対比28万1,000円の減であります。芳刈放牧場使用料、檜下宿滝沢屋使用料などを計上するものであります。

5目商工使用料は465万7,000円で、

かみのやま温泉観光案内所のテナントからの土地建物使用料の増により前年度対比190万1,000円の増であります。かみのやま温泉駅駐車場利用料、働く婦人の家使用料などを計上するものであります。

6目土木使用料は2,244万3,000円で、前年度対比141万4,000円の減であります。市営住宅使用料の減によるもので、そのほか道路占用料などを計上するものであります。

7目教育使用料は230万3,000円で、生涯学習センターなど指定管理に変わる体育施設の使用料の皆減により前年度対比235万円の減であります。旧尾形家住宅、武家屋敷、市民球場などの使用料を計上するものであります。

次のページをお開きください。

2項手数料1目総務手数料は1,914万円で、前年度対比108万4,000円の減であります。仮ナンバー交付、諸証明、地図等の写し交付、戸籍、住民基本台帳などに係る手数料を計上するものであります。

2目衛生手数料は732万6,000円で、前年度対比3万円の減であります。狂犬病予防注射済票交付、不燃物等処理などの手数料を計上するものであります。

3目農林水産業手数料は4万4,000円で、前年度対比5,000円の増であります。農地関係証明手数料などを計上するものであります。

4目土木手数料は2,000円で、前年度と同額であります。土地に関する証明手数料を計上するものであります。

5目消防手数料は15万7,000円で、前年度と同額であります。危険物施設許認可検

査手数料などを計上するものであります。

3項1目証紙収入は4,070万円で、前年度対比65万円の増であります。有料ごみ袋の実績見込みによるものであります。

次に、14款国庫支出金について御説明申し上げます。

1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は10億981万2,000円で、前年度対比189万7,000円の増であります。1節社会福祉費国庫負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金などを計上し、2節児童福祉費国庫負担金では児童扶養手当給付費負担金、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金を計上し、3節児童手当国庫負担金では児童手当負担金を計上し、4節生活保護費国庫負担金では生活保護費負担金、次のページをお開きください。生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を計上するものであります。

2目衛生費国庫負担金は56万4,000円で、前年度対比5万6,000円の減であります。母子衛生費負担金を計上するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円で、前年度と同額であります。土木施設災害復旧事業負担金を計上するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は2,295万7,000円で、前年度対比5万3,000円の減であります。個人番号カード交付事業費補助金、地方創生推進交付金などを計上するものであります。

2目民生費国庫補助金は3,790万3,000円で、前年度対比137万円の減であります。地域生活支援事業費補助金、子ども・子

育て支援交付金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金などを計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は476万9,000円で、前年度対比58万8,000円の減であります。浄化槽設置整備事業費交付金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費国庫補助金は384万5,000円で、前年度対比42万8,000円の減であります。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金、美しい森林づくり基盤整備交付金を計上するものであります。

5目商工費国庫補助金は155万5,000円で、前年度と同額であります。東北観光復興対策交付金を計上するものであります。

6目土木費国庫補助金は2億5,175万8,000円で、前年度対比2,398万円の減であります。1節道路橋梁費国庫補助金、2節都市計画費国庫補助金、3節住宅費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

7目教育費国庫補助金は618万円で、前年度対比476万円の減であります。へき地児童生徒援助費等補助金、地方スポーツ振興費補助金の皆減などによるもので、1節教育総務費国庫補助金では幼稚園就園奨励費補助金、2節小学校費国庫補助金では特別支援教育就学奨励費補助金など、3節中学校費国庫補助金では中学校教育設備補助金など、4節社会教育費国庫補助金では国宝重要文化財等保存整備費補助金を計上するものであります。

次のページをお開きください。

3項委託金1目総務費委託金は18万5,000円で、前年度と同額であります。自衛官募集委託金、中長期在留者居住地届出等事務委



託金を計上するものであります。

2目民生費委託金は637万4,000円で、前年度対比23万3,000円の増であります。基礎年金事務委託金などを計上するものであります。

次に、15款県支出金について御説明申し上げます。

1項県負担金1目総務費県負担金は2,371万5,000円で、前年度対比1,986万円の増であります。地籍調査事業負担金を計上するものであります。

2目民生費県負担金は4億8,673万2,000円で、前年度対比94万3,000円の減であります。1節社会福祉費県負担金では、国民健康保険基盤安定費負担金、障がい者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金など、2節児童福祉費県負担金では、障がい児施設給付費等負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金、3節児童手当県負担金では児童手当負担金、4節生活保護費県負担金では生活保護費負担金を計上するものであります。

3目衛生費県負担金は23万5,000円で、前年度と同額であります。母子衛生費負担金を計上するものであります。

2項県補助金であります。1目総務費県補助金は1,604万2,000円で、前年度対比111万6,000円の増であります。雪対策総合交付金の皆増などによるもので、市町村総合交付金などを計上するものであります。

2目民生費県補助金は1億647万1,000円で、前年度対比530万7,000円の減であります。子どものための教育・保育給付費補助金の減などによるもので、1節社会福祉費県補助金では、重度心身障がい者医療費補助

金、子育て支援医療費補助金など、2節児童福祉費県補助金では、保育対策等促進事業費補助金、次のページをごらんください。子どものための教育・保育給付費補助金などを計上するものであります。

3目衛生費県補助金は710万1,000円で、前年度対比214万1,000円の減であります。地域子ども・子育て支援事業費補助金の減などによるもので、そのほか1節保健衛生費県補助金では健康増進事業費補助金など、2節環境衛生費県補助金では浄化槽整備促進事業費補助金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は1億4,890万5,000円で、前年度対比9,744万2,000円の減であります。木質バイオマス供給施設に対する森林・林業再生基盤づくり交付金の皆減などによるもので、1節農業費県補助金では、経営体育成支援事業費補助金、機構集積協力金交付事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを計上し、2節林業費県補助金では森林病虫害等防除事業補助金、山形県荒廃森林緊急整備事業費補助金などを計上するものであります。

5目土木費県補助金は2,510万円で、前年度対比8万7,000円の減であります。住宅リフォーム総合支援事業費補助金を計上するものであります。

次のページをお開きください。

6目教育費県補助金は2,095万3,000円で、前年度対比224万5,000円の増であります。放課後児童健全育成事業補助金の増などによるもので、山形県被災児童生徒就学支援等事業費補助金、山形県学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金などを計上する

ものであります。

次に3項委託金であります。1目総務費委託金は5,512万6,000円で、前年度対比600万9,000円の増であります。県議会議員選挙費委託金の皆増などによるもので、県民税徴収委託金、住宅土地統計調査委託金などを計上するものであります。

2目民生費委託金は627万2,000円で、前年度対比17万4,000円の増であります。民生委員活動費委託金などを計上するものであります。

3目衛生費委託金は3万円で、前年度と同額であります。地下水計等施設管理観測委託金を計上するものであります。

4目農林水産業費委託金は28万円で、前年度対比8万5,000円の減であります。森林環境緊急保全対策業務委託料などを計上するものであります。

5目商工費委託金は49万6,000円で、前年度と同額であります。野鳥の森維持管理委託金などを計上するものであります。

6目教育費委託金は1万6,000円で、前年度と同額であります。学校基本調査委託金を計上するものであります。

次に、16款財産収入について御説明申し上げます。

1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は5,764万2,000円で、前年度対比5万円の減であります。蔵王フロンティア工業団地、競馬場内厩舎跡地などの市有土地建物貸付料、蔵王坊平小規模水道施設貸付料などを計上するものであります。

次のページをお開きください。

2目利子及び配当金は298万6,000円で、前年度対比73万4,000円の増であり

ますが、財政調整基金利子などを計上するものであります。

2項財産売払収入1目不動産売払収入は7,598万円で、前年度対比121万5,000円の減であります。学校林等の搬出間伐による立木売払収入の減によるもので、そのほか、蔵王みはらしの丘宅地分譲に係る10区画相当分の土地売払収入を計上するものであります。

2目物品売払収入は1万円で、前年度と同額を計上するものであります。

17款寄附金1項1目寄附金は7億2,100万円で、前年度対比7億8,000万円の減であります。ふるさと納税寄附金の減によるものであります。

18款繰入金1項1目基金繰入金は4億4,050万円で、前年度対比1億5,000万円の増であります。財源不足に対応するための財政調整基金取り崩し、企業立地促進基金取り崩しなどを計上するものであります。

19款繰越金1項1目繰越金は1億円で、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上するものであります。

次のページをお開きください。

次に、20款諸収入について御説明申し上げます。

1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は200万円で、前年度と同額とするものであります。

2項1目市預金利子は50万円で、前年度と同額とするものであります。歳計現金預金利子を計上するものであります。

3項貸付金元利収入であります。1目勤労者福祉貸付金元利収入は3,600万円で、前年度と同額であります。勤労者生活安定資金預託金返還金を計上するものであります。

2目乳用牛導入資金貸付金元利収入は1,320万円で、前年度と同額であります。乳用牛導入資金貸付金返還金を計上するものであります。

3目商工業振興貸付金元利収入は9億4,679万4,000円で、前年度対比1億4,050万3,000円の減であります。産業立地促進資金預託金返還金の減などにより減額となったほか、商業活性化資金預託金返還金、長期安定資金預託金返還金などを計上するものであります。

4項受託事業収入1目特定健康診査等受託料は1,195万1,000円で、前年度と同額であります。山形県後期高齢者医療広域連合からの受託料を計上するものであります。

5項雑入1目滞納処分費は1,000円で、前年度と同額とするものであります。

2目弁償金は9,000円で、前年度と同額を計上するものであります。

3目雑入は1億6,223万円で、前年度対比5,301万1,000円の増であります。その他臨時的雑入で高速道路関連公共施設等整備事業助成金の皆増などによるもので、そのほか福祉医療費高額療養費、勝馬投票券発売所地元交付金、資源物売払収入、次のページをお開きください。後期高齢者医療広域連合派遣負担金などを計上するものであります。

次に、21款市債について御説明申し上げます。

1項市債1目総務債は1億8,130万円で、前年度対比7,580万円の減であります。庁舎整備事業、防災設備整備事業を計上するものであります。

2目農林水産業債は1,740万円で、前年度対比210万円の増であります。県営土地

改良事業負担金で生居川ダム・菖蒲川ダムの水管理施設の改修・更新などの県営土地改良事業負担金に充てるため計上するものであります。

3目土木債は3億5,160万円で、前年度対比8,970万円の増であります。1節道路橋梁債、市単独道路整備事業では、金瓶山ノ上線、長生橋などの道路等整備に充てるため計上し、県道路整備事業負担金では、山形上山線などの県道路整備事業への負担金に充てるため計上し、社会資本整備総合交付金事業では、道路事業費で実施する久保手隔間場線、(仮称)産業団地1号線などの道路、原の橋ほかの橋梁などの整備に充てるため計上し、公共施設等適正管理推進事業では、関根藤吾線、皆沢赤坂線などの整備に充てるため計上し、2節都市計画債、公園整備事業では月岡公園などの長寿命化事業に、3節住宅債は市営住宅長寿命化事業、公共施設除却事業に充てるため計上するものであります。

4目消防債は1億6,720万円で、前年度対比2,990万円の減であります。市単独消防施設・設備整備事業で水槽付消防ポンプ自動車更新、上生居の消防団拠点施設新築等の工事、耐震性貯水槽の整備、小型動力ポンプ付軽積載車などの整備に充てる市単独消防施設・設備整備事業を計上するものであります。

5目教育債は1億170万円で、前年度対比8,580万円の減であります。中学校施設整備事業では南中学校エアコン設置工事に、次のページをお開きください。公民館整備事業では各地区公民館の耐震化事業に、文化財整備事業では檜下宿庄内屋茅屋根改修工事に、体育施設整備事業では体育文化センター外壁改修工事に充てるため計上するものであります。

6目災害復旧債は490万円で、前年度と同

額であります。公共土木施設災害復旧事業に充てるため計上するものであります。

7目臨時財政対策債は4億3,000万円で、前年度対比4,200万円の減であります。地方財政対策等を踏まえて計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為を御説明申し上げますので、前に戻りまして8ページをお開き願います。

市長、市議会議員同時選挙費につきましては、平成30年度から平成31年度までの期間で400万円を限度額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給につきましては、平成31年度から平成35年度までの期間で、融資総額800万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

最後に、第3表地方債について御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

起債の目的及び限度額であります。庁舎整備事業ほか12事業及び臨時財政対策債であり、限度額の合計は12億5,410万円です。内容につきましては、歳入の21款市債で御説明申し上げたとおりであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行によるものとし、利率につきましては、借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものであります。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を

短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしてあります。

一時借入金、歳出予算の流用につきましては、さきに御説明申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 質疑に入る前に、この際、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入りますが、質疑は、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について、一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 市税、1款5項の入湯税について伺います。

平成30年度は平成29年度より110万円多く見込んでいるわけではありますが、底を打つたと、これから上向くということでの見積もりなのかどうか伺います。

○中川とみ子委員長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 入湯税につきましては、平成29年度が対前年比、現状で0.4%増、ややふえているような状況となっております。平成30年度につきましては、特に大型キャンペーン等の予定はございませんが、同程度の入湯客数が見込めると予測してこの見積もりとしております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 わかりました。下がるよりは

いいわけですから結構だと思いますけれども、この用途については、以前も観光関係者からも質問が出ていたと思いますけれども、どの辺に主に使われているのか。この予算の中で明示できればと思いますけれども、観光施設の整備費とか何かそういうことに使われているかと思いますが、用途は限定されているはずですが、お聞きいたします。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○金沢直之財政課長 添付資料の58ページなのですが、A4横、当初予算附属資料の一番最後の58ページでございます。こちらに平成30年度の当初予算の入湯税の用途、主に観光施設や観光振興、こういった部分に充てているという形で非常に大まかな形ではございますが、個別事業ではございませんが記載してございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 20款5項雑入のネーミングライツ料についてお伺いします。

ホームページ上でネーミングライツの募集で100万円と載っておりました。こちらの予算書では120万円と記載されていますけれども、これについて説明をお願いします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 現在、体育文化センターのネーミングライツをしていただいている三友エンジニアで平成29年度まで120万円ということでしたので、予算で120万円で上げております。

平成30年度以降のネーミングライツについては、現時点でネーミングライツ、体育文化センターについては継続をしていただける意向の御意見を頂戴しているところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 継続はすごくありがたい話でよかったと思いますけれども、継続の金額は幾らになっているのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 申し込み期限があとまでということになっておりますので、まだ申請書は頂戴していないところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 いわゆる募集の金額100万円、そして予算書の120万円、これは違っていいのでしょうか。合わせるべきなのではないのでしょうか。お伺いします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 下限が100万円以上ということで募集しておりますので、これまでの平成27年度から平成29年度までの3年間で120万円であったということで、120万円を予想しまして予算要求をしたところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 最初に三友エンジニアから受けていただいたわけですが、そもそもそのとき当初の募集は幾らだったのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 平成27年度の募集も、年額100万円以上ということの希望金額を設定しまして募集をしたところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 でしたら、予算というのは多くを見積もって、収入の部分が多く見積もるといっているのではなくて、どちらかといえば辛目にといいますか、という数字で追っていくべきものではないのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 確かにそうではございますが、平成27年度から3カ年について120万円のネーミングライセンス料を頂戴しているわけですので、120万円を目標として予算を計上したところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 実績があるのであれば、ほぼ実績を考慮して募集もハードルを上げて差支えないのではないのでしょうか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 確かに下限の金額を上げるという考えもございますが、より応募しやすいような金額、平成27年度と同額の100万円が適当ではないかということで下限を設定したところでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質問はございませんか。大沢委員。

○大沢芳朋委員 有料広告料の件に関しまして質問させていただきます。

昨年3月に、広告料をいただくのであればぜひ広告を出してくださっているところに顔を出してお願いするべきだと私は申し上げました。ことしはどうだったのかという点でお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 体育文化センターと市民球場の広告を掲載している事業所につきましては、継続で広告掲載をしていただけるようお願いをしたところでございます。特に、体育文化センターのエントランスホールの階段につきましては、1段3,000円だったところを、人気があるスペースで注目度も高いということで1段5,000円に増額したこともありまして、改めて継続して掲載していただくよ

うに訪問してお願いしたところでございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 訪問をしていただいて、課長的に感觸的にはいかがでしたか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 3,000円から5,000円ということで、2倍とはいきませんが1.5倍以上の値上げということで、厳しい御意見も頂戴しましたけれども、体育文化センターのエントランスホールの階段につきましては、大変注目が高いところでもございますので、ぜひ継続して広告の掲載をしていただけるようお願いしたところでございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 継続していただければいいのか、否か、感觸はいかがでしたか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 階段に広告を掲載している4事業所については、継続して掲載をしていただける意向を頂戴しているところでございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 野球場はいかがですか。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 市民球場のネーミングライセンスにつきましては、前回は上限額50万円以上というところを10万円減額しまして40万円以上ということで募集をしたところでありましたが、応募の事業者というところは現在ない状況であります。

また、野球場のフェンスについての広告掲載ではありますが、12の事業者から現在広告を掲載していただいておりますが、継続で掲載をしていただける意向の旨を頂戴しているところでございます。

あわせて、体育文化センターのアリーナステージ脇でございますが、こちらの広告掲載については年額5万円ということでこれまで募集をしておりましたが、応募がないということで、今回平成30年度から4万円に減額して応募して掲載のお願いに回ったところですが、なかなか賛同いただける事業者はいなかったという状況でございます。

○中川とみ子委員長 大沢委員。

○大沢芳朋委員 課長みずからしっかり行ってくださったということで敬意を表したいと思えます。よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。川崎委員。

○川崎朋巳委員 歳入の寄附金でふるさと納税についてになろうかと思えます。平成29年度予算額が15億100万円、平成30年度は7億2,200万円ということであります。総務省の指導による返礼品の対応ということになろうかと思えますけれども、この7億2,000万円の部分の根拠についてお伺いします。

○中川とみ子委員長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 平成29年10月1日から返礼割合を下げた実施しておりまして、変更後の当初、前年対比30%という非常に厳しい実績でありました。その後、12月の繁忙期を迎えまして前年対比60%まで回復しております。そこを考慮いたしましてほぼ半分程度、間をとりまして前年対比の半分程度という見積もりをしております。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 平成29年度においては、例えば市政戦略課が中心となってふるさと納税の業務に関して夜遅くまで仕事をしてくださって

常に好況な中でも特に上位を占める部分であったというふうに思っています。

今期はその60%と30%の中間地点をとってということはこの7億2,100万円ということかと思えますけれども、新たにファンクラブなんかも立ち上げて、ふるさと納税を継続的に、なおかつ本市の魅力を発信するという取り組みも予算に計上されていることでもありますので、引き続き、ふるさと納税の寄附者の増加についてつなげていっていただきたいと思えます。

次に、雑入になるんですが、39ページになります。一時預かり事業利用料についてです。平成30年度予算額において総合子どもセンター事業費が大幅に増額しています。めんごりあを市内中心部に移動するというので1,200万円から8,400万円程度まで増額されております。

また、平成30年度当初予算の概要の中においても、一時預かりの利便性の向上を図るという文言があります。つまり、一時預かりの利便性が図られるということは、一時預かりの利用者数がふえると。そう考えると、一時預かり事業利用料の増額というのが計上されるべきかと思えますけれども、75万円は平成29年度一時預かり事業利用料と同額であります。この部分についての考え方をぜひお示してください。

○中川とみ子委員長 福祉事務所長。

○武田 浩福祉事務所長 一時預かりにつきましては、平成30年度から時間をちょっと延長してという形で延ばしていく予定であります。現在9時から4時までということで行っておりますが、9時から6時までということで延長していく予定でございます。

ただ、一時預かりの利用料については、少し厳しくさせていただいておりまして、平成29

年度と同額ということで計上しているところがございます。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 厳しくということでありませけれども、私が考えるには、特に今回大幅な増額と。それは市長の選択と集中の中で、特に子育てというか、人口減少対策、少子高齢対策の中でも特化した事項であると感じております。

一時預かり利用料の歳入が増加するということは、それはすなわち利用した人、市民の利便性の向上が数字上にあらわれる部分なのかと思います。と考えると、75万円の同額という説明からいくと、いまいち合点がいかないところなんです、改めて答弁をお願いします。

○中川とみ子委員長 福祉事務所長。

○武田 浩福祉事務所長 平成30年度は平成29年度と同額ということでさせていただいておりますが、平成30年度の状況を見ながら平成31年度について上げるような方策を立てていきたいと思っております。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 総合子どもセンターについてなんですけれども、一時預かりの利便性は向上するという今、所長の答弁がありましたけれども、新しくなる総合子どもセンターに関しての人員配置、現在どれぐらいになるのか。また、その中で一時預かりに関する人員の増加はどれぐらいあるのかについて、改めて御回答をお願いします。

○中川とみ子委員長 福祉事務所長。

○武田 浩福祉事務所長 人員配置は、現在、指定管理者と話し合いを進めているところです。

平成30年度からの一時預かり体制につきましては、これまでの予約制を継続しつつも、職員を常時配置することで受け入れ体制の充実を

図ってまいります。

○中川とみ子委員長 川崎委員。

○川崎朋巳委員 平成31年度の歳入から上昇して金額を上げた上で計上するという答弁だったと思います。人員確保もしているということは、間違いなく人数の増加も見込んだ上での人員配置ということになるかと思えます。平成30年度はこの金額でということでした承しませけれども、ぜひ、利便性の向上につながりますし、今後の体制ということで利用者の利用の向上に努めていただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。高橋義明委員。

○高橋義明委員 13款1項3目の説明で、斎場使用料の説明の際ですけれども、ことし終盤になるかと思えますが、犬については川口の施設へというような表現があったかと思えます。これはいわゆるペットについてはどのような意味とも受け取られますけれども、動物全般についてそのような考えなのか、まずお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○土屋光博市民生活課長 平成30年12月よりエネルギー回収施設川口が本稼働をしております。そこでは動物、ペットも含めた動物の焼却も可能になることから、今現在、斎場で行っておりますペットを含め動物の焼却につきましては、そちらに全面的に移行していきたいという考えでございます。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 そうしたことなのかと思えますけれども、いわゆる動物全般の中でペットに限って申し上げますならば、ペットは家族であるというような市民の感情がございます。そういう中で、他のいわゆる一般ごみと同じような



扱いをされることに対する憤りというものを市民から承っているところでありますので、希望者と申しますか、申し込みがあれば斎場での取り扱いが可能とするのか否かということについてお願いいたします。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○土屋光博市民生活課長 ペットの火葬につきましては、愛護団体の方とも協議を重ねた結果、川口の動物炉につきましては、ごみと一緒に焼くわけではなく専用の動物炉がございまして、それは斎場と同じような立派な施設になりますし、きれいな炉で焼くことができますし、焼いたものについて希望があれば骨も持ち帰ることもできるということなど説明申し上げまして、愛護団体の方からも御理解をいただいているところでございます。

○中川とみ子委員長 高橋義明委員。

○高橋義明委員 納得のいく説明でありますので、そのように施行していただきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第6号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第6号平成30年度上山市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
議第7号 平成30年度上山市  
国民健康保険特別会計  
予算

○中川とみ子委員長 次に、議第7号平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔尾形俊幸健康推進課長 登壇〕

○尾形俊幸健康推進課長 命によりまして、議第7号平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の128ページをお開き願います。

平成30年度上山市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億3,000万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものであります。

第1号、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。歳出から御説明いたしますので、144、145ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費6,066万1,000円は、前年度対比977万2,000円の減であります。一般管理費では医療保険相談員の報酬、国保連合会への共同電算処理委託料などを計上したものであります。医療費適正化推進費では国保連合会へのレセプト点検委託料などを措置したもので、そのほか職員人件費であります。

2目連合会負担金247万1,000円は、前年度対比9,000円の減であります。国保連合会運営負担金を措置したものであります。

2項1目賦課徴税费475万1,000円は、前年度対比26万2,000円の増であります。国民健康保険税相談員の報酬及び賦課徴収業務に係る費用等を計上したものであります。

3項1目運営協議会費25万2,000円は、前年度と同額であります。国民健康保険運営協議会の運営経費を計上したものであります。

次のページをお開き願います。

4項1目趣旨普及費84万2,000円は前年度と同額であります。国保事業の健全な運営を図るため、被保険者等に対して制度等を周知するための経費を計上したものであります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費20億4,482万5,000円は、前年度対比2億1,730万2,000円の減であ

りますが、一般被保険者の現物給付として被保険者数を7,232人と想定して計上したものであります。

2目退職被保険者等療養給付費3,170万5,000円は、前年度対比4,993万4,000円の減であります。退職被保険者等の現物給付として、被保険者数を80人と想定して計上したものであります。

3目一般被保険者療養費1,173万8,000円は、前年度対比101万4,000円の減であります。一般被保険者のコルセット等の現金給付を行うため、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

4目退職被保険者等療養費32万4,000円は、前年度対比1,000円の減であります。退職被保険者等のコルセット等の現金給付を行うため、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

5目審査支払手数料852万6,000円は、前年度対比11万5,000円の減であります。国保連合会のレセプト審査に係る手数料を措置したものであります。

2項1目一般被保険者高額療養費2億8,627万9,000円は、前年度対比4,289万円の減であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

2目退職被保険者等高額療養費545万5,000円は、前年度対比783万9,000円の減であります。退職被保険者数を勘案し、これまでの実績見込みにより計上したものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費100万円は、前年度と同額であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費20

万円は、前年度と同額であります。これまでの実績見込みにより計上したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目一般被保険者移送費1万円は、前年度と同額であります。存目程度に計上したものであります。

2目退職被保険者等移送費1万円は、前年度と同額であります。存目程度に計上したものであります。

4項1目出産育児一時金1,260万円は、前年度と同額であります。1件当たり42万円を30人分計上したものであります。

5項1目葬祭費400万円は、前年度と同額であります。1件当たり5万円を80人分計上したものであります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費5億2,499万2,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い、県に対して一般被保険者医療給付費分として納付金を納めるため措置したものであります。

2目退職被保険者等医療給付費370万9,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い、県に対し退職被保険者等医療給付費分として納付金を納めるため措置したものであります。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等1億8,664万8,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い、県に対し一般被保険者後期高齢者支援金分として納付金を納めるため措置したものであります。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等130万1,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い、県に対し退職被保険者等後期高齢者支援金分として納付

金を納めるため措置したものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目介護納付金6,241万7,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い、県に対し介護納付金分として納付金を納めるため措置したものであります。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業拠出金1万円は、前年度対比7,000円の増であります。退職者リスト作成事務に係る拠出金であります。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費5,310万7,000円は、前年度対比45万5,000円の減であります。特定健診受診者数を3,600人と想定し計上するとともに、そのほか特定保健指導などに係る経費を措置したものであります。

2項1目保健衛生普及費542万5,000円は、前年度対比261万9,000円の減であります。健康づくり推進事業費ではクアオルト健康講座を初めとする各種健康づくり支援教室などの開催経費、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などの経費を計上したものであります。

6款基金積立金1項1目基金積立金100万円は、前年度と同額であります。国民健康保険基金の利子分などを積み立てするものであります。

次のページをお開き願います。

7款公債費1項1目利子60万円は、前年度と同額であります。一時借入金の利子を措置したものであります。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金400万円は、前年度と同額であります。一般被保険者の過誤納還付金であります。

2目退職被保険者等保険税還付金20万円は、前年度と同額であります。退職被保険者等の過誤納還付金であります。

3目国庫支出金等返還金10万円は、前年度と同額であります。国庫支出金等の過年度分の精算返還金であります。

2項1目高額療養費貸付金300万円は、前年度と同額であります。医療費を被保険者が医療機関に支払いできない場合に高額療養費相当額の95%を貸し付けるため計上したものであります。

2目出産費貸付金39万9,000円は、前年度と同額であります。出産費を医療機関に支払うことができない場合に、出産育児一時金の95%を貸し付けるため計上したものであります。

9款予備費1項1目予備費744万3,000円は、前年度対比7,547万円の減であります。予備費を計上しているものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。136、137ページをお開き願います。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税6億570万円は、前年度対比8,800万円の減であります。一般被保険者数及び課税対象額などの見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分現年課税分4億1,780万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分1億1,390万円、3節介護納付金分現年課税分5,710万円は、それぞれ調定見込み額に収納率93.6%の見込み額を計上し、4節医療給付費分滞納繰越分1,120万円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分360万円、6節介護納付金分滞納繰越分210万円は、それぞれ調定見込み額に収納率12%の見込み額を計上

したものであります。

2目退職被保険者等国民健康保険税795万円は、前年度対比1,963万円の減であります。退職被保険者数及び課税対象額などの見込みにより計上したものであります。

1節医療給付費分現年課税分470万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分130万円、3節介護納付金分現年課税分170万円は、それぞれ調定見込み額に収納率93.6%の見込み額を計上し、4節医療給付費分滞納繰越分10万円は調定見込み額に収納率21%で、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分8万円、6節介護納付金分滞納繰越分7万円は、調定見込み額に収納率22%でそれぞれ見込み額を計上したものであります。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料20万円は、前年度と同額であります。国民健康保険税の徴収に係る督促手数料であります。

3款国庫支出金1項1目災害臨時特例補助金1万円は、存目程度を計上しているものであります。

次のページをお開き願います。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金24億556万5,000円は、前年度対比皆増であります。国民健康保険制度改革に伴い県から交付される保険給付費等交付金を計上したものであります。

1節普通交付金23億8,152万6,000円は保険給付費分として計上し、2節特別交付金2,403万9,000円は、保険者努力支援分として500万円を、特別調整交付金分市町村分として500万円を、県繰入金2号分として140万円を、特定健康診査等負担金として1,263万9,000円を実績見込みとしてそれぞれ計上したものであります。

5款財産収入1項1目利子及び配当金100万円は、前年度と同額であります。国民健康保険基金の利子を計上したものであります。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金2億9,026万4,000円は、前年度対比1,062万5,000円の減であります。1節保険基盤安定繰入金1億9,300万円は、保険税軽減分として1億2,200万円を、保険者支援分として7,100万円を実績見込み額として計上し、2節職員給与費等繰入金4,207万円は国民健康保険特別会計における職員給与費などに対する費用を、3節出産育児一時金繰入金840万円は出産育児一時金の3分の2の額を、4節財政安定化支援事業繰入金2,800万円は病床数や保険税の応能割合等によって地方交付税に算入される額を、5節事務費繰入金1,879万4,000円は国保事業運営のための対象事業費等をそれぞれ計上したものであります。

2項1目基金繰入金1,316万2,000円は、前年度対比3億9,992万7,000円の減であります。基金の取り崩し額を繰入金として計上したものであります。

次のページをお開き願います。

7款繰越金1項1目療養給付費等交付金繰越金1万円、2目その他繰越金100万円は、前年度と同額であります。前年度繰越金を計上したものであります。

8款諸収入1項1目一般被保険者延滞金70万円、2目退職被保険者等延滞金10万円は、前年度と同額であります。保険税に係る延滞金を計上したものであります。

2項1目預金利子1万円は、前年度と同額であります。預金利子を存目程度計上したものであります。

3項1目一般被保険者第三者納付金70万円、2目退職被保険者等第三者納付金10万円は、前年度と同額であります。交通事故等の第三者の行為によって生じた納付金見込み額を計上したものであります。

3目一般被保険者返納金1万円、4目退職被保険者等返納金1万円は、前年度と同額であります。それぞれの返納金を存目程度計上したものであります。

5目雑入350万9,000円は、前年度と同額であります。1節償還金339万9,000円は、高額療養費貸付金の償還金として300万円を、出産費貸付金の償還金として39万9,000円を計上し、2節雑入11万円は、貸付金返還延滞金として1万円を、前期高齢者療養費等交付金として10万円を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、一時借入金及び歳出予算の流用について、一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡委員。

**○守岡 等委員** まず、145ページの一般管理費、医療費適正化推進費ということで、レセプト点検、レセプトの分析ということで委託料を計上されているようで、本市も医療費が非常に高くなってしまっていて、このレセプトの点検・分析というのは非常に重要だと思いますけれども、この分析結果がどのように反映されて私たちの目に触れるかという点で、例えば国保協議会の資料としてこれは出されるものなのでしょうか。

**○中川とみ子委員長** 健康推進課長。

**○尾形俊幸健康推進課長** レセプト点検の部分

につきましては、当然国保の運営協議会の中で前年度分の実績等について公表している中身でございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 了解しました。

あと148ページ目の納付金ということで、都道府県単位化によって今度納付金を100%納めなければいけないという、平成の年貢制度だと言う人もいますけれども、これは本市の今の国保税の収納率93.6%という数値から出された数字となっておりますけれども、これがもし収納率が下がって納付金が払えなくなったらどこで穴埋めするかということですが、基金があるうちはそこから穴埋めするかと思えますけれども、もし将来的に基金がなくなったら、結局保険税に値上げという形でかかわってくるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 収納率が万が一低下した場合につきましては、やはり県への納付金の支払いに不足を生じた場合については、現在のところでは国民健康保険の基金を活用して対応するということが一番にあるかと思えます。

また、制度的には、国のほうでも財政安定化基金というものを積み立てしております、そこから一時借り入れるという制度的な部分もございます。

ただ、長期的にもし基金も枯渇したということになれば、当然保険税の見直しという部分は出てくるかと思えます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 やはり国の基金も返さなければいけないお金だということで、保険税、やはり値上げにつながるのかと。そうすると、まずまず収納率が下がって非常に今度は負のスパイ

ラルに陥ることを恐れるわけですが、これは将来的な話ですので、ここまでとどめます。

収納率を向上させるためにどうするかということで、本市の収納率が今非常に市民の皆さんの御努力で高くなっていますけれども、今も資格証明書とか短期被保険者証の発行などによって行われているわけですが、現在の資格証明書、実質の保険証の取り上げですが、その状況と資格証明書の発行が収納率の向上の対策に結びつくかどうか、この辺をお知らせください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、今の資格証明書の発行の状況ですが、直近では20件を切っているような状況でございます。

また、収納率の向上との関連ということでございますが、この短期保険証の交付とか被保険者の資格証明書の部分につきましては、収納対策という部分よりも公平な税負担を図るという観点ということで、そちらのほうに重きを置いているということでございますので、資格証明書の交付が収納対策の向上に大きな効果があるということとは言えないところはあると思いますが、これからも納税相談により分割納付に応じただけであれば短期被保険者証を交付しておりますので、これからも相談等について呼びかけを継続していきたいという考えでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 確かに資格証明書、以前よりもかなり減ってきているということで、本当に払えるのに払わない悪質な人にやはり限定しているのかと理解しました。

国保会計を赤字にしないために、これまで本市もかつてそうでしたが、ほかの市でも一般会

計からの法定外繰り入れを行って国保会計を黒字に保っているところがありますけれども、今度都道府県単位化によって、この一般会計からの繰り入れというものがどうなるかということで非常に疑問に思うんですけれども、途中の経過ではこの繰り入れを認めるんだという方針も出されたり、あるいは、それ以外の方針も出されているということでしたものだとしているようですけれども、最終的に法定外繰り入れというのはどうなるもののでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 都道府県単位化になってからの一般会計の繰り入れとか繰り出し、充当という部分につきましては、原則としまして都道府県単位化になるということでパイを大きくするということですので、法定外の繰り入れを解消するんだというのが国のほうの考え方だと思います。

ただ、規模の小さい、被保険者数が少ないような地方自治体におきましては、やはり赤字を解消するために一定程度の繰入金認めようというのが現在の国の考え方であるようです。ただ、単純にいつまでもということではなくて、一定程度、原則6年間という期間の中で計画的に赤字を解消していく取り組みをしてくださいということです。この長期間を設定するというのは、単純に赤字を解消するためにすぐ保険税を引き上げないようという配慮から、一定程度の期間を国のほうでは定めて認めていくという方向であるようでございます。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 一般会計からの繰り入れについては了解しました。

最後に、子どもの医療費の無料化、本市でも実施しているわけですが、こうした子どもの医

療費の無料化を実施している自治体に対して、これまで国のほうでペナルティーとして国保に対する国の支出を減らす、こういう制度がありましたけれども、平成30年度からはこれを減額しない方針を明らかにしていきまして、浮いた財源をほかの少子化対策に充てるように求めているようですけれども、本市の浮いた金額がもしわかればその金額と本市はどのような対応を行っているのかお聞きします。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 まず、減額分につきましては、未就学児の部分が減額の対象外になるという部分ですけれども、金額としましては約100万円ほどということでございます。

例えば、先ほど委員がおっしゃいましたような法定外の一般会計から減額部分に対して繰り出しをしているという場合であれば、当然そういった、上山市の場合ですと100万円が不用になるわけですので、その分減少するということが財源を国が考えているような一般会計での子育て支援等の事業に使うというのが考えられますけれども、上山市の場合は、法定外の繰り入れとして国保会計にそういった金額等を投入しておりませんので、それをういて事業に使うというのは違うのかと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。井上委員。

○井上 学委員 国保税のことについてお聞きします。

今まで市独自でやっていた場合は、そんなに毎年国保税が変動するということではなくて、やはり不足が生じたりするとはかられるということなんですが、県単位化になるというところでの国保税はどうなっていくのかお示してください。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 県単位化によりまして、基本的には納付金制度という形になったということで、その納付金については、毎年度県全体の医療費の動向等に基づいて、また市町村に納めろという形で来るという形になりますので、制度的にかなり不安定な部分があるのかとは思いますが、今の国の流れとしましてはそういう形になりますので、それに合った形で市としては適正な水準で保険税を徴収して納付金の確保等に努めていかなければならないと考えております。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 課長の答弁からは変動があるかもしれないということだと思っておりますけれども、やはり基金を活用して変動というかを抑えて、今まで市民の方は大体去年と同じくらいかなという感覚で国保税を捉えていたと思っておりますけれども、やはりそういった方針をぜひ2年ぐらい、ことしと来年ぐらいは大体同じなんだということを基金を使いながら示していくことが、安心して国保税を納めることにつながるのではないかと思っておりますが、市長、どうでしょうか。そういったことで基金を活用していくという考え方、方針を示せないでしょうか。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 これは何度も意見をいただいているところでございますが、やはりこれからいろんなことが起きる可能性もありますので、またその基金というのは継続して積んでおくという方針を決めているところでございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 積んでいるのは重々承知なんですけど、額としても7億円ということ、納付金、たしか5億円だったか6億円だったか、1年間分ぐらいは積んであるわけで、そのうちの2年

間というか、ことしと来年分ぐらいは同じような国保税にするというところでやる分にはそんなに支障がないかと考えるんですが、その点も踏まえて、もう一度よろしくお願ひしたいんですけれども。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 一、二年の単位で考えるということもあろうかと思いますが、やはりこれはまだ始まったばかりの制度でございますので、いろんなことが起きてくるという可能性は秘めていると我々も考えておりますので、そのための蓄えということでこの基金は、いろんなところにも使えるわけですから、それが安定したときにも使えるということもあるわけですから、ここ一、二年については現状維持というようなことで考えてまいりたいと思っております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第7号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第7号平成30年度上山市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



この際、10分間休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時04分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第8号 平成30年度上山市  
公共下水道事業特別  
会計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第8号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第8号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げますので、156ページをお開き願います。

平成30年度上山市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,500万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものであります。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1

項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものであります。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、168、169ページをお開き願います。

1款公共下水道費1項1目公共下水道管理費4,804万4,000円は、前年度対比185万2,000円の増であります。一般管理費の増などによるものであります。

一般管理費では、公共下水道台帳作成業務などの委託料、子育て世帯に対する補助金、消費税などを措置するものであります。

公共下水道普及促進費では、排水設備等設置改造資金利子補給の経費などを措置したほか、職員人件費であります。

2目公共下水道事業費7億8,541万4,000円は、前年度対比8,245万円の増であります。公共下水道事業費（補助）の増などによるものであります。

公共下水道維持保全費では、ポンプなどの機器の維持管理費用や修繕料、管路の清掃や調査に係る委託料、マンホール蓋の交換などの工事費を措置し、公共下水道事業費（補助）では、管路の設計や浄水センター設備更新に係る委託料、産業団地や久保手などの污水管布設や矢来三丁目、南町の浸水対策に係る工事費などを措置し、公共下水道事業費（単独）では、測量設計に係る委託料、污水ます設置やマンホール蓋改築、浸水対策工事に伴う污水管移設の工事費

や職員人件費などを措置したものであります。

次のページをお開き願います。

3目浄水センター費1億9,356万2,000円は、前年度対比556万1,000円の減であります。浄水センター管理費で施設の指定管理料を措置するものであります。

2款公債費1項1目元金3億6,328万9,000円は、前年度対比1,011万3,000円の増であります。市債の償還元金であります。

2目利子9,376万6,000円は、前年度対比791万9,000円の減であります。市債及び一時借入金の利子を措置するものであります。

3款予備費1項1目予備費92万5,000円は、前年度対比6万5,000円の増額を措置したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、164、165ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金1項1目受益者負担金771万円は、前年度と同額を計上するものであります。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料5億600万円は、前年度と同額を計上するものであります。

2項1目督促手数料5,000円は、前年度と同額を計上するものであります。

3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金3億350万円は、前年度対比3,620万円の増であります。社会資本整備総合交付金を計上するものであります。

4款繰入金1項1目繰入金2億2,356万9,000円は、前年度対比2,810万4,000円の減であります。一般会計繰入金を計上するものであります。

5款繰越金1項1目繰越金1万円、6款諸収入1項1目市預金利子1,000円、2項1目延滞金1,000円は、それぞれ存目程度を計上するものであります。

次のページをお開き願います。

3項1目雑入4,000円は、前年度対比919万6,000円の減であります。施設移転補償費の皆減によるものであります。

7款市債1項1目下水道事業債4億4,420万円は、前年度対比8,210万円の増であります。公共下水道事業を計上するものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げますので、159ページにお戻りください。

下水道事業子育て世帯補助金につきましては、平成31年度から平成35年度の期間で平成31年1月から補助終了月までの間に支払う下水道使用料の2分の1相当額の累計額を限度額とするものであります。

排水設備等設置改造資金利子補給につきましては、平成31年度から平成35年度の期間で、融資総額1,000万円の融資残高に対し、基準日における長期プライムレートに0.2%を加えた利率以内の割合で計算した額を限度額とするものであります。

下水道事業公営企業会計システム等導入事業につきましては、平成30年度から平成31年度の期間で2,000万円を限度額とするものであります。

次に、第3表地方債について御説明申し上げます。

地方債の目的は公共下水道事業で、限度額は4億4,420万円。起債の方法は普通貸借又は証券発行とし、利率は借入先との協定による

ものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。償還の方法は、借入先の融資条件によるものであります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為、地方債及び一時借入金を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第8号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第8号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

## 議第9号 平成30年度上山市 農業集落排水事業特別

## 会計予算

○中川とみ子委員長 次に、議第9号平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。農林課長。

〔前田豊孝農林課長 登壇〕

○前田豊孝農林課長 命によりまして、議第9号平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

172ページをお開き願います。

平成30年度上山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,900万円と定めるものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものであります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」によるものであります。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算についてであります。重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、182、183ページをお開き願います。

1款農業集落排水事業費1項1目農業集落排水施設管理費4,526万4,000円は、前

年度対比731万9,000円の増であります  
が、平成29年度に国庫補助事業で実施した農  
業集落排水処理施設の機能診断調査結果に基づ  
く最適整備構想策定の委託料の増によるもので  
ございます。

2款公債費1項1目元金8,147万3,0  
00円は、前年度対比213万7,000円の  
増であります、これまでの施設建設事業に係  
る市債の償還元金を計上したものであります。

2目利子2,167万6,000円は、前年  
度対比217万9,000円の減であります、  
市債の償還利子及び一時借入金の利子を計上し  
たものであります。

3款予備費1項1目予備費58万7,000  
円は、前年度対比27万7,000円の減を計  
上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、  
180、181ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料1項1目使用料3,4  
48万6,000円は、前年度対比82万7,  
000円の減であります、各施設の使用料等  
を見込んだものでございます。

2款県支出金1項県補助金1目農業集落排水  
事業費県補助金は600万円の皆増であります  
が、平成29年度に実施した農業集落排水処理  
施設の機能診断結果に基づく最適整備構想を策  
定するための補助金を計上したものでございま  
す。

3款繰入金1項1目繰入金7,361万3,  
000円は、前年度対比133万6,000円  
の増であります、一般会計からの繰入金であ  
ります。

4款繰越金1項1目繰越金10万円は、前年  
度と同額であります、前年度繰越金を計上し  
たものであります。

5款諸収入1項1目市預金利子1,000円  
は、9,000円の減であります、預金利子  
を計上したものであります。

6款市債1項1目農業集落排水事業債3,4  
80万円は、前年度対比50万円の増でありま  
すが、償還額及び利子を軽減するための資本費  
平準化債を計上したものであります。

次に、第2表地方債について御説明いたしま  
すので、175ページをお開き願います。

起債の目的は農業集落排水事業で、限度額は  
3,480万円、起債の方法は普通貸借又は証  
券発行とするものであります。利率は借入先と  
の協定によるものとします。ただし、利率見直  
し方式で借り入れる資金について、利率の見直  
しを行った後においては、当該見直し後の利率  
とするものであります。償還の方法については、  
借入先の融資条件によるものとします。ただし、  
財政上の都合により据置期間及び償還期限を短  
縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えする  
ことができるものとします。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願  
いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。  
質疑は、歳入歳出、地方債及び一時借入金を  
一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 歳入の1款1項使用料につ  
いてですが、対前年比82万7,000円の減に  
なっていますが、まずこの要因を伺って  
おきます。

○中川とみ子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 平成29年度の実績等を  
勘案しまして、使用者の減によるものが要因で  
ございます。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 農集排の地域は中川とか西郷、あるいは宮川地区、こういった周辺地区ですので、人口が当然落ちていると。今、課長からあった使用者の減というのはそういうことだと思うんですけども、この傾向というのはずっと続くわけですよ。そうすると、採算が合わない部分は、結局3款の一般会計からの繰入金で補うしかないとなると思いますが、将来の見通しあたり、その辺どうお考えですか。

○中川とみ子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 使用料の減の部分につきましては、やはり委員の言われたとおり一般会計の繰り入れという部分がふえていくと考えます。ただ、将来見通しとしましては、上山市域内公共下水道区域、農業集落排水区域、あと浄化槽区域となっておりますけれども、やはり上山市内全体の生活排水の処理の部分で総合的に考えていくべきかとは考えております。農業集落排水事業単独で見れば、やはり周辺部の人口減少に伴って負担がふえていくという見込みは立つものとは考えております。

○中川とみ子委員長 枝松委員。

○枝松直樹委員 見込みが立つというのは、普通はいいほうに表現するんですよ。今は逆の言い方でしたけれども、結局これというのは、先ほど公共下水道はもう可決されたわけですけども、あれも久保手とかあるいは皆沢とか比較的農村部と言われるほうに入っているわけですから、同じような傾向がやはりこれから出てくると思いますし、農集排もこれから新設はなくて管理になるんだと思いますが、十分この点御憂慮いただきたいと要望しておきたいと思えます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第9号議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第9号平成30年度上山市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 散 会

○中川とみ子委員長 本日はこの程度にとどめ、あすは午前10時から会議を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時28分 散 会